

大分大学大学院福祉健康科学研究科における教育的措置に関する規程

令和2年4月1日制定

令和2年福祉健康科学研究科設置準備室規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、大分大学学生懲戒規程（平成18年規程第76号。以下「懲戒規程」という。）第2条第3項の規定により、大分大学大学院福祉健康科学研究科（以下「本研究科」という。）が行う教育的な観点から必要と認められる措置（以下「教育的措置」という。）に関し必要な事項を定める。

(教育的措置の対象)

第2条 教育的措置は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 定期試験等において不正行為をした者
- (2) 懲戒規程第2条第1項に至らない反社会的行為をした者

2 前項各号の者の行為が度重なる場合は、懲戒規程に基づき懲戒処分を行う。

(教育的措置の種類)

第3条 教育的措置の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 研究科長による嚴重注意
- (2) 顛末報告書の提出
- (3) 反省文の提出
- (4) 課題等レポートの提出
- (5) 自宅待機
- (6) その他反省を促す活動等

2 前条第1項第1号の者については、前項の教育的措置に併せて定期試験等が行われた当該学期の全単位を無効とする。

(教育的措置の決定)

第4条 前条第1項各号に規定する教育的措置は、研究科委員会の議を経て、研究科長が決定する。

(調査)

第5条 研究科委員会が必要と認めるときは、関係委員会等、職員又は教育的措置を行う学生（以下「対象学生」という。）等から資料を求め、事情及び意見を聴取することができる。

2 対象学生からの事情及び意見の聴取に当たっては、十分な弁明の機会を与えなければならない。

(教育的措置の通知)

第6条 研究科長は、第4条の規定により教育的措置を決定したときは、速やかに対象学生に通知しなければならない。

(再発防止)

第7条 研究科長は、教育的措置の対象となった事案の再発防止の観点から、当該教育的措置について掲示等により学生へ周知するものとする。ただし、研究科長が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(教育的措置の報告)

第8条 本規程による教育的措置を行ったときは、研究科長は当該内容を速やかに学長が指名する理事に報告する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、教育的措置に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。